

議案第 5 2 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（4）井草区民事務所の項中

清查中通会議室	洋室 1	2 4 . 2	4 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	1 0 0 円
	洋室 2	2 9 . 0	5 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	1 0 0 円
	洋室 3	5 3 . 9	1, 1 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円
	和室	4 3 . 2	9 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	2 0 0 円
下井草会議室	洋室 1	3 9 . 8	7 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1 0 0 円
	洋室 2	3 2 . 9	6 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円
	和室	5 2 . 2	1, 1 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円

を

下井草会議室	洋室 1	3 9 . 8	7 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1 0 0 円
	洋室 2	3 2 . 9	6 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円
	和室	5 2 . 2	1, 1 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円

に改

め、同表（4）高円寺区民事務所の項中

和田会議室	洋室	6 7 . 6	1, 3 0 0 円	9 0 0 円	9 0 0 円	3 0 0 円
	和室	2 5 . 7	5 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	1 0 0 円
堀ノ内松ノ木会議室	洋室	5 7 . 6	1, 1 0 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円
	和室 1	2 9 . 3	5 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	1 0 0 円
	和室 2	2 3 . 9	4 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	1 0 0 円

を

--	--	--	--	--	--	--

和田会議室	洋室	67.6	1,300円	900円	900円	300円	に改
	和室	25.7	500円	300円	300円	100円	

め、同表（１２）杉並区立高井戸児童館の項中「３４６．４」を「２００．５」に
改め、同表（１３）杉並区立子ども・子育てプラザ和泉の項中「１９６．２」を
「１３５．８」に、「２，８００円」を「１，９００円」に、「１，０００円」を
「７００円」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 別表第２（１３）杉並区立子ども・子育てプラザ和泉の項の改正規定 平
成３０年１２月１日
- （２） 別表第２（４）井草区民事務所の項及び高円寺区民事務所の項の改正規定
平成３１年４月１日
- （３） 別表第２（１２）杉並区立高井戸児童館の項の改正規定 規則で定める日

（提案理由）

井草区民事務所清查中通会議室等の目的外使用を廃止する等の必要がある。